

第2号議案 2015～2016年度運動のまとめ

私たちは、基本理念に基づいた「運動の基本目標」の実現にむけ、これまでの運動を継続させつつ、中期的な視野を持ち段階的に目標を設定し取り組みを進めていくことを第13回定期大会で確認しました。そして、2013年度から4年間で到達すべき姿として3つの運動の柱を定め、具体的な取り組みを進めてきました。2015～2016年度は、直面する課題や具体的な個別方針へ対応しつつ、具体的な成果を挙げることが求められてきました。日常的にサービス連合本部・地連と加盟組合が目標をしっかりと共有するため、地連への本部方針オルグの実施や事務局長会議の複数回開催をはじめ、できる限り加盟組合へ訪問し、サービス連合と加盟組合との関係強化や優先課題に取り組む運動を展開しました。3つの運動の柱の実現にむけた取り組みは、地連・加盟組合とともに着実に前進がはかられました。

一つ目の運動の柱である「**団結と連帯をさらに深め、主体的な組織運営による強固な組織基盤の確立**」にむけては、加盟組合の組織基盤の確立にむけ情報共有と活動支援に取り組みました。加盟組合への訪問頻度を増やしサービス連合・加盟組合間で連携を深めました。また、サービス連合の組織基盤強化にむけ組織拡大について様々な取り組みを行い、1,993名の拡大となり期初の目標達成とはならなかったものの、一定の成果を残すことができました。サービス連合の目指す総合労使協議体制の確立にむけその定義について確認し共有することができました。

二つ目の運動の柱である「**一人ひとりが働きがいと生きがいを持ち、安心して働き続けることができる産業を実現させるための労働環境の整備**」については、2014春季生活闘争から引き続き2016・2017春季生活闘争においても月例賃金の改善にこだわり、この4年間で実質的な賃金改善の回答を引き出した加盟組合は約6割となり、賃金水準の引き上げが着実に前進してきました。また、政策提言機能強化の一環として、2015年度より「観光政策フォーラム」を開催し「観光立国実現に向けた提言」を組織外に幅広く周知することができました。提言の中から緊急性や重要度の高いものを抽出し、サービス連合としてはじめて重点政策を策定しました。また、観光立国にふさわしい魅力ある産業の実現を目指し、関係省庁や議員対応などを行うとともに、本部や各地連における政策制度要求の議論などをつうじ、更なる強化に取り組みました。

三つ目の運動の柱である「**労働組合として主体的に社会との共生と連帯**」にむけて、サービス連合共済をはじめとした相互扶助の取り組みを継続するとともに、労働金庫や全労済の労働者自主福祉運動に積極的に取り組みました。また、連合や共闘組織との関係を強化し、サービス連合の影響力を高め、社会貢献活動や国際連帯活動などをつうじて社会的公器としての役割を果たしました。

2013年度から、サービス連合全体で「いま何を目指し、何を実現しようとしているのか」について常に認識を共有化できるよう、4年間で到達すべき姿として3つの「運動の柱」を中期的な目標感として設定し、その実現にむけて活動領域を6つに分類して運動を進めてきました。後半にあたるこの2年間は、「運動の基本目標」の実現のため、一步一步着実に成果を上げる

ことができました。サービス連合として活動は着実に前進しながら、各課題に対応ができていると思われ、これまでの4年間において、方向性を明示した柱を設定した取り組みを行ってきたことは有意義であったと考えます。一方、取り組みの実行は完全ではなく、その成果が十分に表れていない課題もいまだ存在します。

2017年度以降の活動の基軸とすべき中期目標の策定にあたり、「運動の基本目標」の実現にむけた取り組みが継承される「運動の柱」の策定、およびその実現にむけ十分な議論を行うため、プロジェクトチームを設置しました。これまでの4年間の振り返りと今後の中期目標についてのプロジェクト報告を中央執行委員会で受け、それを基に次期以降の方針議論を行いました。

私たちを取り巻く情勢の変化がスピードを増していく中、引き続き、柱を設定し多岐にわたる活動の基本線を明示していくことが今後も必要と考えます。

I. 執行体制

1. 執行体制

定期大会で確認された方針に基づき、本部・地連・加盟組合の連携を強化し、組織強化・組織拡大・労働環境向上・政策提言機能強化・相互扶助・共生と連帯の活動領域における運動を着実に取り組んできました。

運動方針の徹底をはかり、本部・地連が一体となって取り組みを進めていくために本部会議のスケジュールを早期に確定し、本部と連動した地連会議の設定を行うこととしました。事務局長会議の開催や本部オルグをつうじ課題の共有化をはかるとともに、地連執行委員会の資料および議事録の本部への送付や、地連担当者をはじめとした日常的な連絡をつうじ相互理解を深めました。

2017～2018年度の執行体制の考え方については、2017年1月に開催した第16回中央委員会で提案し、確認されました。

2. 専門委員会の設置

加盟組合の協力の基、組織拡大総合会議、派遣添乗員ネットワーク、労働条件委員会、産業政策委員会、男女平等推進委員会を設置し、組織拡大や労働条件、政策課題への対応をはかりました。

3. 業種別委員会の設置

産業特有の課題抽出と解決をはかるための意見反映を行うとともに、産別活動の徹底と情報共有のため、ホテル・レジャー委員会と観光・航空貨物委員会を設置しました。また、秋闘と春季生活闘争では、波及効果や相乗効果が得られるよう両業種別委員会を合同で開催しました。

II. 財政方針

1. 財政方針

定期大会で確認された方針に基づき財政執行を行い、執行状況について中央執行委員会

ならびに四役・事務局合同会議で報告しました。資産運用委員会を開催し、中央執行委員会と連携をはかり資産運用内規および資産運用基準に基づき統合基金会計における資産を運用しました。

2. 登録人員の適正化

会費登録にあたっては、第8回定期大会の確認に基づき、登録人員の適正化を着実に推進しました。

3. 組織共済

組織共済については共済掛金を徴収し安定的な運営につとめました。

III. 具体的な運動のまとめ

1. 組織強化

働くものの意見を企業や産業の活動に反映させあらゆる運動を進めていくため、すべての加盟組合が組織基盤を確立し、主体的に組織を運営できるよう組織強化に取り組みました。組織拡大や秋闘・春季生活闘争の取り組み期間などあらゆる場面をつうじて可能な限り加盟組合を訪問し、加盟組合と情報共有をはかり加盟組合の実態に即した活動支援に取り組みました。

また、産別を担う人財の育成や情報発信力の強化に取り組み、サービス連合の組織基盤強化をはかりました。

(1) 情報共有と活動支援

加盟組合への訪問頻度を増やし、サービス連合・加盟組合間で連携を深め、加盟組合の実態把握につとめました。加盟組合の定期大会議案書を68組織集約し、課題に応じて加盟組合の「労働協約」「就業規則」などの資料も集約することで、加盟組合の活動状況や組織実態の更なる把握を行い、地連と共有し活動支援に活用しました。訪問・面談内容を本部・地連間で毎月定期的に共有し、事務局長会議などにおいて課題の共有をはかり、まずは優先課題から解決できるよう執行委員会や学習会への参加や資料提供などをつうじた活動支援を行いました。実態把握が進んでいない加盟組合についても、本部と地連で支援方法を議論し、あらゆる場面で加盟組合との接点を増やし、情報収集や関係構築をはかりました。

サービス連合各種調査を実施する際には改めてその意義と目的の浸透をはかり、更なる情報共有を行いました。サービス連合の調査や加盟組合の資料に基づく情報の共有は、サービス連合と加盟組合相互の持続的な発展につながる取り組みです。

引き続き更なる情報共有と加盟組合の実態に基づく活動支援や、サービス連合全体で取り組むことができるよう支援体制を強化していくことが重要です。

2016年7月に今後の加盟組合における活動強化にむけた取り組みの一助とするため組合活動調査を実施し、2017年4月に調査結果を発行しました。

総合労使協議体制の確立にむけ、その定義と意義の共有のため改めて情宣物を発行しました。

(2) 情報発信

定期的に広報委員会を開催し、情宣物の発行やWEB媒体の活用など年間の広報計画を取りまとめ、計画にのっとり取り組みを進めました。様々な媒体をつうじタイムリーに情宣を実施することで情報発信力を強化しました。

加盟組合の組合員一人ひとりに対し、サービス連合における活動や取り組みの周知をはかるため、定期的に情宣物を発行しました。（「サービス連合新聞」No. 31～36号、「サービス連合速報」No. 24～35号、「男女平等推進NEWS」No. 26～34号）

サービス連合のホームページについて、最新の情報や資料を提供できるよう担当者を配置し適宜情報更新を行い、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を使った情報発信として2015年10月に公式Facebookページを開設しました。また、業界紙などのマスコミに対しては、記者会見や懇談会の開催、取材への対応などを通じサービス連合の活動方針や考え方を発信するとともに、春季生活闘争や秋闘時の合意情報をタイムリーに提供し、サービス連合の認知度を高めました。

サービス・ツーリズム産業の健全な発展に資することを目的に、私たちの産業に大きくかかわる社会的事象やサービス・ツーリズム産業におけるトピックスに対し、サービス連合としての考え方を「見解」や「談話」として社会にむけ発信しました。これらは業界ニュースなどのメディアで取り上げられ、社会に対してサービス連合の意思を発信し、加盟組合に対してサービス連合の考え方を周知することができました。社会情勢や産業情勢の変動に即した意思発信は徹底できなかつたことから、今後は即時的に意思発信できる体制を構築します。

【2015～2016年度に発信した見解・談話】

2017年6月22日現在

見解	貸切バス事故再発防止にむけて	2016年3月
	「民泊サービス」について	2016年3月
	「住宅宿泊事業法案」について	2017年3月
	「住宅宿泊事業法」の成立について	2017年6月
談話	サービス連合「メニュー表示適正強化月間」に向けた談話	2016年10月
	カジノを含む統合型リゾート施設（IR）整備推進法の可決に対する談話	2016年12月
	新たな「観光立国推進基本計画」閣議決定についての談話	2017年3月

(3) 人財育成

加盟組合やサービス連合の組織基盤を担う執行部の人財育成に取り組みました。前期策定した人財育成プログラムに基づき、加盟組合における勉強会開催の支援や「労働組合執行

部入門」の周知に取り組むとともに、本部や地連において執行部向け研修会・セミナーなどを実施しました。本部で加盟組合執行部を対象とした「組合役員基礎研修」を2015年11月・2016年10月に開催し、ワークルールなどの知識やコミュニケーション力の向上をはかりました。また、連合・地方連合会などが実施する研修・セミナーなどの教育活動について、本部・地連が加盟組合に情報発信し、人財育成の機会提供を行いました。今後も引き続き人財育成プログラムを整備し、プログラムに基づく具体的取り組みを強化します。

将来産別を担う人財の育成にむけ、まずは産別活動の理解促進のため「産別活動（サービス連合の活動）の意義」の資料を取りまとめ、サービス連合の各種会議や加盟組合における勉強会などでその浸透をはかりました。産別活動の意義の周知は加盟組合の組織強化にもつながる取り組みであることから、今後にもむけ情宣をつうじた更なる加盟組合への理解浸透につとめます。

(4) 組織問題

組織基盤に大きな影響を及ぼす組織問題については、雇用の確保や組織の存続を第一義に、サービス連合と加盟組合間や外部機関とも連携を深め必要な対応を行いました。組織問題への対応ノウハウの整理・取りまとめを行い、組織問題対応マニュアルを策定し、加盟組合への支援体制を強化しました。

2015～2016年度に組合員の減少や企業の再編などにより解散・脱退した加盟組合は、京阪津ツーリスト労働組合、セレスティンホテル労働組合、丸運国際プレート労働組合、箱根湯本ホテル労働組合、グリーンピア三木労働組合、ロワジュールホテル函館労働組合、ホテルオークラ東京労働組合、山六給食労働組合、SHR琉球労働組合、日旅九州エンタプライズ労働組合、東芝ツーリスト労働組合となりました。多くの加盟組合が解散・脱退に至ったことから、加盟組合の活動実態に合わせて平時より情報共有や活動支援を行い、加盟組合が組織基盤を構築できるよう支援することとします。

2. 組織拡大

「組織人員50,000人」達成にむけ、2015～2016年度においてはサービス連合全体で7,000名（未組織350名、未加盟350名、企業内・関連企業6,300名）の組織拡大を目標に、「10万人組織へのプロセス」を基に未組織・未加盟・企業内・関連企業の4つの分野で組織拡大に取り組みました。

2015～2016年度の実績は1,993名（未組織6名、未加盟0名、企業内・関連企業1,987名）となりました。2016年12月に発表された厚生労働省の労働組合基礎調査によると、サービス連合の組織人員は43,035名と前年比で33名増となり、サービス連合が2017年2月に実施した組織実態調査においては43,732名となっています。

組織拡大の実績や取り組み状況については、組織拡大総合会議や各地連で開催する組織拡大対策会議などにおいて随時進捗状況を共有し、更なる具体的な取り組みについて議論しました。また、派遣添乗員の組織化にむけ派遣添乗員ネットワークを開催しました。

(1) 未組織

2015～2016年度の未組織からの組織化実績は、地方連合会をつうじた労働相談からの組織化1組合となりました。

前期までに進捗のあった対象企業については、対象従業員と意見交換・勉強会などを重

ねて結成意思の確立を促しました。定期的な企業訪問を実施し、職場環境や採用課題についての意見交換をつうじ、労働組合の意義や産業におけるサービス連合の活動に理解を求めました。また、業種や地域を限定した未組織対策として、地域の企業や業界団体への訪問を実施しました。対象企業への訪問回数は増加したものの、具体的な働きかけが不足し、今後の取り組みを更に強化する必要があります。

独立系添乗員派遣会社での組織化にむけ、対象企業の経営者を訪問し、産業におけるサービス連合の取り組みに理解を求めました。加盟組合の積極的な声掛けにより、2社から派遣添乗員ネットワークへ参加があり、労働組合の意義や必要性について共有をはかることができました。

労働相談からの組織化にむけ、行政機関をはじめとした各所での継続的なパンフレット配布に取り組むとともにFacebookページにおいて広く一般に取り組みを周知し、サービス連合のフリーダイヤルやEメールをつうじた労働相談に対応しましたが、組合結成には至りませんでした。今後もサービス連合の認知度向上にむけた取り組みを強化することとします。

連合本部や地方連合会の会議に引き続き出席するとともに、訪問や打ち合わせを重ねるなど連合との連携を一層強化し、労働相談をつうじた組織化や未組織対策など具体的な取り組みを展開しました。

(2) 未加盟

対象組織執行部との継続した意見交換をつうじ、サービス連合との交流を重ね同じ産業で働くものの結集の必要性を伝え、加盟にむけた働きかけを行いました。組合側への働きかけだけでなく企業側経営者との接触もはかりました。

多面的な取り組みを実施しましたが、情報ネットワークを用いた具体的行動を徹底することはできず、未加盟組織の産別加盟には至りませんでした。

(3) 企業内

組織拡大目標5,400名の達成にむけ、すべての加盟組合で組織拡大の取り組みを進めることができるよう、一斉訪問期間を設定するなど加盟組合への訪問頻度を増やし、会議や学習会への参加や取り組み状況の共有、組織拡大取り組みの働きかけなど、加盟組合の実態に即した組織拡大プロセスを提案しました。組織拡大総合会議などで、加盟組合の実態に基づき更なる支援の手法について議論しました。加盟組合へ個別支援を重視したため、加盟組合を対象としたオルガナイザー研修は開催しませんでした。

他の加盟組合に取り組み推進の波及効果をもたらすため、「モデル組合」を選定し一層の連携・支援に取り組みました。モデル組合は「原則として、主体的な活動が行われており、組織拡大方針が掲げられ、組織化対象者が明確でありサービス連合・加盟組合間の確認に基づき今期中の目標達成にむけ積極的に取り組む加盟組合」として取りまとめ、6組合と相互に確認しました。モデル組合は契約社員へのアンケートや集中的なオルグ、地域での交流会への参加に取り組みました。サービス連合はアンケート事例の提供、モデル組合の執行委員会への参加、地域での交流会の開催など具体的な取り組み支援を行いました。目標設定に基づき着実な組織拡大実績を上げた組合もあり、モデル組合の2015～2016年度の組織拡大実績は6組合で229名となりました。取り組み事例については組織拡大総合会議で共有し、「サービス連合速報No. 27、35」においても情宣を行うなど、サービス連合全体に波及効果の創出を

はかりました。

契約社員を重点対象として、「組合員の範囲拡大」にむけた統一対応に基づく具体的な取り組みや、春季生活闘争取り組み方針に基づく無期転換した労働者の組織化について、取り組みを促進する情宣を実施しました。また組織実態の更なる把握の重要性と過半数組合の意義を周知し、組織拡大の取り組みを促進する資料を作成し、情宣を実施しました。

2016年5月、2017年5月からそれぞれ2ヵ月間「組織拡大集中取り組み月間」を設定し、ポスターの送付や組織実態調査のフィードバックと組織率に応じたプロセス提案、学習会参加などにより取り組み支援を強化しました。加盟組合は学習会や会議などで組織拡大にむけた意識醸成をはかり、集中オルグや加入説明会を実施し具体的に取り組むなど活動を強化しました。

加盟組合が尽力した結果、ユニオンショップ協定を改定し、契約社員や一部の管理職層、高年齢継続雇用者など組合員の範囲拡大による組織拡大を達成した加盟組合もありました。2015～2016年度においては範囲拡大により850名、分会の設置により13名の組織拡大となりました。

2016年2月、2017年2月に実態把握に基づく活動支援を行うため「組織実態調査」を実施し、組織実態に即した取り組み支援に活用しました。2017年2月に実施した組織実態調査の結果によると、過半数組合は昨年から新たに5組合増え、全加盟組合の50.3%となりました。今後も過半数組合の重要性について意義を周知するため、情宣物を発行するとともに加盟組合へ定期的な訪問を行うなど、意識醸成の徹底をはかります。同調査によると加盟組合の企業内未組織労働者数の中で契約社員やパートタイマー等は2万名を超えており、引き続き組織拡大の重点対象者として積極的に取り組むことができるよう支援を強化していきます。

(4) 関連企業

関連企業の組織拡大の取り組みとして、関連企業を有する加盟組合と実態把握や進捗状況の共有を行い、加盟組合の実態に応じた組織化支援を行いました。また、組織拡大総合会議の開催やサービス連合速報の発行をつうじて、関連企業での組織化成功事例を共有し、波及効果の創出をはかりました。

2015年度においては関連未組織企業の組合結成により220名、2016年度においては関連未加盟組織の加盟により233名の組織拡大となりました。

【2015～2016年度 主な組織拡大実績一覧】

2017年 6月22日現在

組織化形態	加盟組合名	加盟・拡大月	人員	
未組織	山六給食労働組合	2016年5月	6名	
企業内	未組織	藤田観光労働組合（ホテルグレイスリー京都三条）	2016年10月	13名
	範囲拡大	阪急阪神ホテルズ労働組合	2016年4月	90名
		リーガ労働組合連合会	2016年7月	190名
		JTBグループ労働組合連合会 （PTS、JTB東北、JTBメディアリテリング、JTB西日本、 JTB中国四国、JTB九州、JTBグローバルマーケティング&トラベル、 JTBビジネスサポート九州）	2016年4月	133名
		JTBグループ労働組合連合会 （PTS、JTB北海道、JTB中部、JTB東海、JTB中国四国、 JTBグローバルマーケティング&トラベル、JTB国内旅行企画、 JTBマネジメントサービス、JTB京阪トラベル）	2017年4月	120名
		JTBグループ労働組合連合会 （トラベルプラザインターナショナル）	2017年4月	317名 （※）
関連	未組織	JTBグループ労働組合連合会 （JTB札幌ビジネスセンター）	2016年4月	220名
	未加盟	JTBグループ労働組合連合会 （JTBパブリッシング）	2016年4月	183名
		JTBグループ労働組合連合会 （朝日旅行）	2017年4月	50名

※企業再編で組織拡大がはかられた純増分の人員

3. 労働環境向上

魅力的な産業の実現を目指し労働環境の底上げをはかるため、労働条件に関する課題は労働条件委員会を中心に、男女平等推進に関する課題は男女平等推進委員会を中心に議論を行い、地連との連携をはかりながら各種の取り組みを進めてきました。2016・2017春季生活闘争では実質的な賃金改善を実現した加盟組合がありました。また、サービス連合の「諸基準」の全項目チェックをはじめ「第3期アクションプラン」のまとめや「男女平等推進計画」の推進など、これまでの成果と反省を踏まえ次期以降に繋がる取り組みを進めてきました。

(1) 労働条件

①年間総実労働時間1800時間にむけて

サービス連合では第12回定期大会にて時短方針の改定を確認し、2011年度から「第3期アクションプラン」に基づき、毎年10時間ずつ総実労働時間を短縮することを目標として取り組みを行いました。具体的には、取り組み強化期間として「全国労働衛生週間（10月1日～7日）」「年次有給休暇取得促進期間（10月）」「労働時間適正化月間（11月）」「仕事における安全と健康のためのノー残業デー（4月）」を設定し、ポスター作成など加盟組合への取り組み支援を行い、約7割の加盟組合が取り組みました。また、春季生活闘争においては、総実労働時間短縮にむけての取り組みを同時要求として方針を策定し、各加盟組合では「第3期アクションプラン」に沿った要求項目とするよう取り組みを行いました。実態把握のために毎年5月に調査を実施し、調査回答組織数は年々増加しており、2015年度は134組織（70.9%）からの回答がありました。

2015年度の調査結果では、平均総実労働時間が2063時間52分となり、この2年間での時間短縮にはならず、2010年度から50時間短縮するという目標からは55時間49分の超過（目標未達）となりました。加盟組合ごとでは、所定労働時間が2000時間を超えている組織が29組合である一方、総実労働時間1800時間以内の組織は3組合となりました。加盟組合に対しては、全体との比較ができるよう集計結果と分析のフィードバックとアドバイスを行い、更なる取り組み強化を促進しました。

サービス連合平均	2010年度	2014年度	2015年度
算出組合数	111	119	134
① 休日数	109.81日	109.37日	111.53日
② 1日の所定労働時間	7時間36分	7時間36分	7時間37分
③ 年間所定労働時間	1938時間00分	1941時間27分	1935時間53分
④ 年間時間外労働時間	172時間13分	185時間23分	188時間53分
⑤ 年次有給休暇取得日数	7.26日	8.04日	8.57日
⑥ 年休取得率	38.24%	45.83%	45.19%
⑦ 年休取得5日未満人数率	40.22%	25.26%	26.96%
⑧ 年間総実労働時間	2058時間03分	2067時間58分	2063時間52分

また、「第3期アクションプラン」について2015年度の集計結果を基に振り返りを行いました。2010年度からの比較で、平均所定労働時間は2時間07分の減少となりましたが、平均総実労働時間は5時間49分の増加となりました。「第3期アクションプラン」のグループ分けに基づき、それぞれの目標にむけて取り組みを行いました。平均総実労働時間はほぼ横ばいでの推移となり、残念ながら全体的な短縮には結びつきませんでした。なお、年間総実労働時間が把握できた組合は111組合（58.1%）から134組合（67.3%）に増加し、少しずつですが取り組みの成果となっています。今後の総実労働時間短縮のためには、これまで以上に取り組みを強化する必要があり、引き続き年間総実労働時間1800時間以内を目指す時短方針改訂案と「第4期時短アクションプラン」の策定について議論を行いました。

②春季生活闘争関連

サービス・ツーリズム産業で働くすべての労働者一人ひとりが、働きがいと生きがいを持ち、安心して働き続けることができる環境整備にむけた待遇改善に取り組み、魅力ある産業の実現にむけ要求方針を策定しました。策定にあたっては、情勢や加盟組合の状況を把握したうえで議論を行いました。2014春季生活闘争から継続した取り組みを重視し、2016春季生活闘争ならびに2017春季生活闘争ではすべての加盟組合で年収改善とりわけ月例賃金の引き上げを優先し、実質的な賃金改善に取り組むこととしました。その他の要求項目についても取り組み方針の共有化をはかり、要求の実現にむけ加盟組合と一体となって取り組むこととしました。

春季生活闘争に臨むにあたっては、加盟組合の取り組みの一助となるよう中央委員会で春季生活闘争に関連する「学習会」を開催しました。また、各地連での「賃金制度学習会」の開催に加え、「賃金要求取り組みマニュアル」や「中期的な賃金要求作成の手引き」および「春季生活闘争要求内容チェック表」を作成し、活用方法についても各地連オルグや中央委員会で説明を行い、周知につとめるなど要求策定段階から支援を行いました。最低保障賃金については、すべての加盟組合での締結を目指した結果、要求を行った加盟組合数はわずかながらではありますが増加傾向にあります。また、今後の最低保障賃金のあり方についても検討を行いました。産業別最低保障賃金においてはその設定の是非や、地域間差の縮小、設定手法について議論し、ポイント年齢別最低保障賃金においても設定の是非をはじめ無期転換後の取り扱い方、算定係数について議論を行いました。その結果、産業別最低保障賃金の設定について課題が生じたことから、設定手法について改めて考え方を示す必要があります。また、それぞれの最低保障賃金においてすべての加盟組合が要求を実現するために取り組み実態の把握につとめた結果、要求・協定化が進んでいる加盟組合がある一方で、要求はできているが協定に課題を抱えている組合、要求すること自体に課題を持つ組合があることがわかりました。課題に対する策を講じることや、すべての加盟組合において要求の必要性を認識する必要があります。

③労働条件をはじめとする「諸基準」への取り組み

「諸基準」について、加盟組合での活用促進につながるよう各委員会や会議の場で周知を行い、春季生活闘争などの交渉時に活用されてきました。2015年度内に法改正のあった内容に合わせて2016年7月に4項目の基準を改定しました。また、4年に一度の全項目のチェックを行い、法改正や加盟組合の現状に沿った内容への改定と、新しく設けるべき基準も追加して、改めて2017年7月に「サービス連合『諸基準』集」として冊子の発行を行いました。引き続き、これまで以上に加盟組合での交渉に活用ができるような取り組みを行います。

④賃金調査・労働条件調査資料について

2015・2016年度の賃金実態調査を行い、取りまとめた資料を発行いたしました。2016年度においては、62組合から正社員の賃金に関する報告がありましたが、すべての加盟組合からの報告には至りませんでした。中期的な目標である「35歳年収 550万円」の実現にむけ、今後も賃金実態調査報告加盟組合数の増加や、調査の実施にあたり必要性の理解を得るための取り組みが必要です。

この産業において働くもの一人ひとりが一生で働いて得られる平均収入のあるべき姿を

反映するためにも、生涯収入試算については集計の可否や集約後の活用方法について議論を行いました。しかしながら、生涯収入試算が中期的な賃金目標の先を目指すことになることと、標準的な数値の算出が困難であることから、当面は「35歳年収 550万円」の実現にむけた取り組みを優先することとしました。

労働条件調査資料については、サービス連合の諸基準にあわせた掲載内容の改定を行い加盟組合にとって利便性のある調査資料を作成しました。

⑤労働法制への対応

この2年間では、労働者派遣法や育児・介護休業法などを中心に法改正が実施され、連合での対応と連動して取り組むとともに、サービス連合速報を発行して内容の周知に取り組みました。また、現在国会に提出されている労働基準法等の改正法案や、政府が実施している「働き方改革実現会議」での議論状況について、動向を注視しながら労働条件委員会を中心に情報共有を行いました。労働条件委員会では、連合より講師を迎えて労働法制議論の動向について学習会を実施しました。

労働法制に関する政策提言については、連合の政策提言案にサービス連合からの意見反映ができるよう議論を行いました。

⑥社会保障制度の取り組み

社会保障制度の周知にむけて、2014年に発行した冊子「組合員のための労働保険・社会保険」について、各加盟組合での活用促進にむけた取り組みを行いました。法改正された内容については、改正点を整理して周知を行いました。

(2) 男女平等参画社会の実現

「サービス連合・男女平等参画推進計画」を基に、女性役員比率の増加、両立支援・男女平等社会の実現にむけた統一对応の到達組合の増加、ワーク・ライフ・バランスの充実を果たすための総実労働時間の削減に取り組みました。

サービス連合全体の女性役員比率は男女平等参画推進計画策定前の2010年の21.35%から、2016年では31.20%と着実に増加しています。今後も女性役員比率の維持・向上につとめる必要があります。

2016年度で終了する「サービス連合・男女平等参画推進計画」は、現在の計画を修正する形で2017年度から2020年度までの推進計画を策定しました。

加盟組合での男女平等参画を進めるための取り組みとしては、男女平等推進計画に基づき、シートを作成しました。その結果、提出のあった加盟組合数は前年並みとなりましたが、総じてみると推進状況の把握や本部のフォローアップ体制強化をつうじた男女平等参画推進計画の定着には至らず課題が残りました。

男女平等推進委員会では、連合の男女平等に関連する議論や政府の法改正への動きを含めて情報の共有化をはかり、労働条件委員会と連動し、法改正について議論を行いました。また、連合の中央女性集会および国際女性デー中央集会など各種集会へ参加しました。

情報発信については、加盟組合の取り組み事例の共有化をはかるため、女性役員対象のセミナー開催の報告や男女平等参画の取り組みについて「男女平等推進NEWS」にて発信しました。

加盟組合の女性役員や男女平等推進担当者のスキルアップを目的としたエンパワーメント研修会は、基調講演として第15回は(株)ビジネスプラスサポートの柴田典子氏を迎え「チー

ムビルディング講座」を行い、第16回ではOFFICE MIHARUの江間みはる氏を迎え「仕事の能率が上がる整理術講座」を行ないました。今後もエンパワーメント研修会については、人材育成を重視した取り組みとして引き続き行う必要があります。また、男女平等推進に関連した政策課題についても充実した議論が行える環境作りにつとめます。

4. 政策提言機能強化

観光立国にふさわしい持続可能かつ魅力ある産業への発展を目指すためにも、観光政策について積極的な提言と政策制度の要求実現をはかるため、本部と地連の連携体制の整備や体制の強化につとめました。各地連における取り組みも着実に進んでおり、すべての地連が政策制度要求を策定し、地域における観光政策の基本方針を策定しました。

(1) 産業政策提言の実現

サービス連合の重点政策については第16回定期大会での確認に基づき「2015-2016年度観光立国実現に向けた提言」で掲げた政策課題の実現にむけ、2017年6月迄に「早期に実現を目指すべきもの」と、「早期の実現は困難でも重要度合いが非常に高く、重点的に取り組みを進める必要があるもの」として策定することとしました。産業政策委員会を中心に意見を求めた結果、「インバウンドの拡大」「休日休暇改革の実現」「観光産業と社会の発展」「産業内の人財育成」を掲げ行政官庁や政党に対し意見反映につとめました。また、民泊サービスに関わる「住宅宿泊事業法案」に対しては、サービス連合で取りまとめた課題について関係省庁や業界団体、連合へ意見を伝えるとともに積極的な行動の結果、政党内における部門会議で国会議員に対しサービス連合の考え方を述べる機会を得るなど、私たちが掲げる政策の実現にむけた意見反映を行うことができました。

政策制度の実現にむけた取り組みとして、観光庁との懇談会をつうじ国の観光政策への意見反映につとめました。

これまで取りまとめてきた「観光立国実現に向けた提言」を幅広く周知し、実現にむけた働きかけを強化するため、「観光政策フォーラム」を開催しました。2015年度は『観光立国の実現にむけ、「産」・「学」・「官」が行うべきこと』をテーマに寺島実郎氏による基調講演を行い、『観光立国を推進するために、サービス・ツーリズム産業は今、何をすべきか』をテーマに各界有識者とパネルセッションを実施しました。2016年度は『真の「地方創生」とサービス・ツーリズム産業の将来』をテーマに片山善博氏による基調講演を受け、『持続可能な観光地域づくりを実現するためにサービス・ツーリズム産業は今、何をすべきか』をテーマにパネルセッションを行いました。

国際航空貨物に関する政策については、総合物流全般にもかかわる課題が多いことから、その抽出を行ったうえで取りまとめ、2018年度に策定される新たな総合物流施策大綱について、連合をつうじた意見反映を行いました。また、交運労協をつうじた政策制度要求への意見反映にもつとめました。

連合の各会議において産業政策について意見反映を行いました。その結果、「連合2017年度重点政策」では民泊サービスについて、「連合2018～2019年度政策・制度要求と提言」では「民泊サービスにおける利用者や近隣生活者に対する安全の確保に向けた規制の導入」や「無料公衆無線LAN環境の提供や多言語表記案内などの改善」「バリアフリー車両の導入などユニバーサルデザインの推進」「新KS/R A制度の検証・改善」「輸送貨物における

危険品の取扱いに対する責任に関する教育の義務化や違反者への罰則強化」など、サービス連合の提言が採用され、政策実現にむけた後押しとなりました。

「観光立国実現にむけた提言」や産業政策委員会、旅行業・宿泊業両分科会での議論を基に交運労協をつうじて各省庁との交渉に臨み、要求実現にむけて取り組みました。

政府の「観光ビジョン実現プログラム2016」（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2016）の中に、過年度のアクション・プログラムで反映されてきた項目以外でサービス連合が提言を行ってきた「文化施設の開放」「景観への対応」「ニューツーリズムの創出と育成」「観光ビザ緩和・免除の対象国の拡大」「MICEの誘致」「決済に関する環境整備」「緊急時対応の体制整備」「クルーズ活性化に向けた政策」「休暇改革」「ユニバーサルデザインへの対応」などの政策が反映されたことは成果となりました。

第193回通常国会における審議の結果、「住宅宿泊事業法」が成立しました。この法案の成立にあたり、これまで国会議員に対しサービス連合で提言している住宅宿泊事業法案に対する課題について説明を行い、理解浸透をはかりました。更には、政党における国土交通部門委員会のヒアリングに出席要請を受け、その際にも私たちの考え方を伝えることができました。その結果、同法の付帯決議に私たちの考え方が意見反映されることとなりました。また、「通訳案内士法および旅行業法の一部を改正する法律」の成立により、これまでサービス連合が提言してきた通訳案内士不足を解消するための抜本的な取り組みや地上手配業者に対する法規制の導入などについて意見反映されることとなりました。また、「港湾法の一部を改正する法律案」の成立については、これまでサービス連合が提言してきたクルーズの活性化にむけた港湾設備や受け入れ体制の整備などについて、意見反映されることとなりました。

観光産業をとりまく社会的な事象に対する意思表示として、サービス連合として見解や談話を発信するとともに、考え方について業界団体を中心に説明を行い、理解を求めました。

今後も広く社会に対し、観光政策提言をつうじた観光産業についての理解を求める取り組みや各種政策の実現に向けた取り組みが必要です。

(2) 産業政策提言機能の強化

これまで取りまとめてきた「観光立国実現に向けた提言」については、行政が推進している観光政策の進捗や環境の変化に対応することや、新たな課題や時間の経過とともに実現した政策があることにも留意しながら期中での補強を行い、すべての地連における政策提言についても取りまとめ改定を行いました。今後は、各種の提言項目について実現させるためにも、意見反映先を明確にすることや意見反映がされた進捗状況を確認するなど、注視していくとともに、必要に応じて改定を進めていくことが必要です。また、提言の取りまとめにあたり、今後は広域・地域の課題解決に役立つ政策立案能力の向上を意識した取り組みが必要です。

地域における観光政策の政策提言活動については、サービス連合全体で一体感のある提言を行うためにも、産業政策委員会へ各地連の政策担当者の出席を要請し、提言の調整や情報の共有化をはかりました。

2015年度はすべての地連で政策制度要求案の策定を実現し、2016年度ではこれまで地連が取りまとめてきた提言を基に、各地域における実情と課題を抽出し、各地域における観光政策の基本方針を策定し本部の提言と融合させ、観光立国実現にむけた提言の項目にすべての地連による提言を取りまとめるなど、4年間で目指してきた目標を達成しました。一方で、

各地連における観光庁などの行政機関をつうじた各地域の担当窓口の紹介など、直接ルートでの要請への支援については、十分に至らず課題が残りました。

業種に特化した課題の深耕にむけては、旅行業政策分科会ならびに宿泊業政策分科会を設置して、加盟組合からの意見集約によって課題を抽出し、産業政策委員会での議論を充実させました。

旅行業政策分科会では旅行業に関連する提言や政策制度要求案について議論を行いました。とりわけ、民泊サービスや貸切バス事故再発防止に関する課題について、国が実施している検討会などでの議論状況を注視し、サービス連合としての見解を基本に考え方を整理して提言に反映する議論を行いました。また、「明日の日本を支える観光ビジョン」における施策で一般公開された迎賓館赤坂離宮と、東京オリンピック・パラリンピック開催にむけた施設の整備状況などの視察見学を行いました。

宿泊業政策分科会については、政策制度要求案に関する議論を中心に行いました。宿泊業の新たな諸課題については、住宅宿泊事業法案における民泊についての状況や問題点の情報共有を行い、宿泊業の生産性向上・人財確保、I R新法、受動喫煙防止について議論を実施しました。その他の業種に特化した課題については政策制度要求案として議論を行い取りまとめました。

国際航空貨物にかかわる政策については、航空貨物委員会をつうじて国際航空貨物業の将来のあり方にむけた議論を行い、「国際航空貨物業のさらなる発展にむけた提言」の改定を行いました。

宿泊業におけるメニュー表示の適正化にむけた取り組みについては、11月1日～30日に「メニュー表示適正強化月間」を実施し、職場における自主的な点検活動やポスター掲示やアンケートの実施について各加盟組合への取り組み要請を行いました。この取り組みについては、観光庁への報告も行いました。今後も再発防止にむけ、継続的な啓蒙活動が必要と考えます。

業界団体との連携については、JATAやANTAとの意見交換を重ねるとともに、「旅行業諸問題勉強会」に参加し、旅行業における現行諸制度の見直しなどの議論を行いました。また、サービス連合で掲げた重点政策の1つである民泊サービスなどをテーマに、日本ホテル協会や全日本シティホテル連盟、日本旅館協会との関係強化につとめました。JAF Aについては、国際航空貨物業の発展にむけ、サービス連合で提言している項目に関する意見交換を実施しました。今後も私たちの産業の発展にむけ、更なる連携が必要です。

今後の観光政策を考えるうえで、グローバル社会の進展や急速な変化が予想される観光産業情勢への理解を更に深めるためにも、世界の観光産業全体の流れを大局的に捉える必要があることから、国連の観光分野における専門機関であるUNWTOとの関係構築を進めてきました。その結果、2017年5月に開催されたUNWTO執行理事会において賛助会員となるための仮承認を得ることができました。今後は私たちが掲げる観光政策提言内容の充実や政策の実現にむけ、更なる取り組みを進めます。

(3) 産業政策以外の政策提言への取り組み

サービス・ツーリズム産業にとどまらない政策については、連合主催の「シェアリングエコノミー」学習会に参加し、諸外国におけるUberの実情と課題について理解を深めました。その他、グローバル化の進展や社会システムへの対応に関する政策提言への取り組みについ

ては、主体的な議論を行うことはできませんでした。

(4) サービス・ツーリズム産業労働情報開発センター（労働情報センター）

産業政策委員会に事務局長ならびに事務局次長の出席を要請し発言を求めるなどの連携強化をはかりました。

5. 相互扶助

組合員の生活支援のため、労働者福祉や相互扶助の精神にのっとり、サービス連合組織共済による弔慰金の支給や無料法律相談を実施するとともに、労働金庫や全労済の推進運動に取り組みました。

(1) サービス連合組織共済

労働者福祉や相互扶助の精神にのっとりサービス連合組織共済より弔慰金・災害見舞金を支給しました。支給実績は、2015年度(2015年6月から2016年5月)は28件、2016年度(2016年6月から2017年5月)は38件となりました。制度周知のため、サービス連合新聞やホームページに制度内容を掲載するとともに、ポスターのデータをホームページに掲載し更なる制度周知につとめました。また、「助け合いのしおり」を改訂し、新規配布を行いました。

(2) 無料法律相談

サービス連合や加盟組合の活動における法的対処に対応できるよう、東京共同法律事務所とミネルバ法律事務所、ナンバ合同法律事務所と顧問契約を締結し、法的な見解や助言を求めました。また、組合員を対象に東京では毎月第2水曜日の無料法律相談と大阪では平日の電話相談の受付を実施しました。無料法律相談については、サービス連合新聞をはじめとした情宣物への定期的な周知に取り組み、その利用実績は、2015年度（2015年6月から2016年5月）は4件、2016年度（2016年6月から2017年5月）は7件となり、従前より増加しました。また、毎年、中央委員会で東京共同法律事務所の案内チラシを配布し情宣を行いました。

(3) 労働金庫・全労済

労働金庫の中央推進幹事と全労済の中央常任委員を選出し、労働組合の自主福祉運動の一環として労働金庫ならびに全労済の推進運動に取り組みました。労働者福祉や相互扶助の精神にのっとり組合員にとってメリットのある商品の情宣や加盟組合への情報提供に取り組みました。また、労働金庫や全労済の成り立ちや役割について再確認するため、事務局長会議やエンパワーメント研修会において学習会を開催しました。

労働金庫については、サービス連合新聞やホームページをつうじ低利な融資や有利な制度を広く組合員に知らせる活動をつうじて、組合員のライフプランをサポートしました。また、生活応援運動の一環として、ホームページをつうじて組合員の消費者教育に取り組みました。

全労済については、ホームページをつうじて組合員の生活を守り、豊かにすることを目的に連携し「生活保障設計運動」を展開し、組合員に必要な保障を提供してきました。

6. 共生と連帯

社会との共生や連帯を求める活動をつうじ客観的な視点や社会性を持つため、「明日づくりプロジェクト」を推進するとともに、連合運動や国際連帯活動に取り組みました。

(1) 明日づくりプロジェクト（社会貢献活動）の取り組み

サービス連合エコライフ21活動として、サービス連合の発行する議案書などの印刷物の紙

は、森の町内会の紙を利用するとともに、加盟組合へも森の町内会の利用協力を要請しました。また、クールビズ・ウォームビズに取り組みました。エコキャップの収集については、サービス連合全体で2015年は37,400個・2016年は57,000個を収集し、累計で59.1人分のワクチン購入に貢献しました。日本ユネスコ協会の法人会員として登録し、ユネスコ活動の宣伝周知への協力と書き損じはがきを収集しました。

組合員へのボランティア活動への参加をバックアップするボランティア支援活動（愛称：金太郎支援活動）については、案内チラシを中央委員会などで配布し周知につとめましたが、申請はありませんでした。

定期的に明日づくりプロジェクトの周知に取り組むとともに、本部に設置した「明日づくりプロジェクト推進委員会」において社会貢献活動の取り組み強化にむけた推進策を検討しました。

カンパの取り組みとして、連合愛のカンパについては2015年度よりその趣旨にのっとり加盟組合に協力要請を行い、2015年度は9組合247,890円、2016年度は6月20日現在、6組合121,509円のカンパ金が寄せられました。また、甚大な被害をもたらした「平成28年（2016年）熊本地震」における支援カンパについては、27組合や各種会議参加者などから1,210,892円が集まり、熊本県・大分県の各日本赤十字社と連合をつうじ被災者および被災自治体に届けられました。

連合が実施した熊本地震救援ボランティアに、加盟組合より組合員が参加をしました。

(2) 連合

連合は、2020年を目途に日本の目指すべき社会像として提起した「働くことを軸とする安心社会」を実現させるとともに、社会的に広がりのある労働運動を目指し「1000万人連合」の実現にむけ運動を展開しています。サービス連合は、組織拡大や政策課題の実現にむけ各委員会に委員を登録し意見反映につとめるとともに、加盟組合からの協力の基、各集會に参加し積極的に取り組みました。連合本部の各種会議報告については、中央執行委員会にて共有化をはかりました。また、連合方針にのっとり各種選挙については投票行動を呼びかけました。2016年夏期に行われた第24回参議院選挙では、サービス連合選挙対応方針を確認するとともに、候補者の推薦を行いホームページに掲載しました。

連合に、大木特別中央執行委員（連合本部連帯活動局局长）、山本特別中央執行委員（連合北海道石狩地協副事務局长）、藤井特別中央執行委員（連合秋田事務局长）、傳田特別中央執行委員（連合東京副事務局长）を派遣しました。また、連合をつうじて山尾特別中央執行委員を在ザンビア日本国大使館に派遣しました。

(3) 国際労働運動と共闘

国際労働運動の一翼を担うため、国際運輸労連（ITF）では、会長が観光・サービス部会議長としてITF執行委員を担い、ITF執行委員会やアジア・太平洋委員会に出席し、アジア地域の観光産業労働者の集結にむけ関連する国際産業別労働組合との協議を行いました。また、2016年11月に東京で開催されたITF-APRC総会には、加盟組合から多数参加し、組織拡大の強化などについて確認が行われました。

国際食品労連（IUFL）では、副会長が2015年9月に香港で開催されたアジア太平洋地域委員会や2016年6月にジュネーブで開催されたホテルチェーン運営委員会に参加し、グローバルホテルチェーンの組織化などについて情報交換を行いました。また、2016年11月にドミ

ニカにて開催された I U F - H R C T 部会総会に加盟組合と参加し、今後 5 年間の運動方針が確認されるとともに、会長が新たに第一副議長に選出されました。また、I U F の日本組織である I U F - J C C の運営委員会に参加し意見反映につとめました。

国際労働運動の理解を深めるため、I T F および I U F の取り組みについてサービス連合新聞へ掲載し組合員への周知をはかりました。

交運労協については、政策局を中心に地連や業種別委員会と連携をはかり、各会議に参加し政策制度要求を取りまとめ関係省庁に提出するなど、産業政策の実現にむけ取り組みました。

共闘関連の各会議報告を中央執行委員会で行い共有化をはかりました。

(4) 株式会社フォーラムジャパン

サービス連合は、松本特別中央執行委員（代表取締役社長）を派遣し連携強化につとめ、株式会社フォーラムジャパンの法令遵守と経営基盤の安定にむけ取締役会をつうじた意見反映を行うとともに、会計監査ならびに業務監査を実施しました。営業状況は、2015年度を初年度とした中期経営計画に沿って順調に推移していたものの、2016年に入りスキーツアーバス事故や頻発するテロなどの影響により添乗員付きツアーの需要が減少する状況となり、厳しい環境が続いています。2017年3月には、厚労省より「優良派遣事業者認定制度」における優良派遣事業者として認定され企業価値の向上につとめるとともに、M I C E 事業などの領域拡大に積極的に取り組んでいます。